

国が行う職業訓練と雇用・能力開発機構の今後のあり方について
(職業能力開発分科会報告(案))

I 見直しの背景

- 厳しい雇用失業情勢が続く中、離職者訓練の対象や受講者数が拡大する等、離職者訓練に対するニーズが高まっており、その的確な実施が緊要な課題となっている。また、今後新たに成長が期待され、雇用の創出が見込まれる産業において、その担い手となる人材の育成が求められている。特に、昨年夏から、第2のセーフティネットの一環として、雇用保険を受給できない求職者を対象に、職業訓練とその期間中の生活支援を行う緊急人材育成支援事業が開始されるなど、新たな取組も講じられており、また、平成23年度に求職者支援制度を創設すべく、本審議会の雇用保険部会での検討が開始されたところである。
- また、我が国の基幹産業であるものづくり産業においても、国際競争力の強化や技能継承等の観点から、企業における中核的な人材の育成・確保が課題となるなど、職業訓練の重要性はますます高まっている。
- 他方、これまで国が行うべき職業訓練の実施を担ってきた雇用・能力開発機構については、職業訓練をはじめ多岐にわたる業務を行う中で、スパウザ小田原や私のしごと館の設置・運営のあり方等について問題を指摘されてきたところである。
- こうした状況に対応し、「雇用・能力開発機構の廃止について」(平成20年12月24日閣議決定。以下「平成20年閣議決定」)を踏まえ、雇用・能力開発機構を廃止する等の抜本的見直しを行うとともに、雇用のセーフティネット、ものづくりに必要となる人材の育成等の観点から、国の責任において実施されるべき職業訓練を担う全国ネットワークの組織体制を整備し、職業訓練の機能を強化する必要がある。

II 今後のあり方

1 国が行う職業訓練の位置づけについて

(1) 国が行う職業訓練の役割

国は、①雇用のセーフティネットとして機動的かつ全国的に行う離職者訓練、②中小企業の労働者等に高度な技能を習得させるための在職者訓練、③企業内で生産部門のリーダーとなる中核的な人材を育成するための学卒者訓練について、高度な訓練設備等を要し、スケールメリットを活かすことではじめて実施可能となるものづくり訓練等を中心に行っ

てきたところであるが、今後とも、国は国以外の主体では的確かつ確実な実施が困難な分野の訓練の実施を担うことが適当である。

(2) 国と都道府県の役割

平成 20 年閣議決定に「可能なものはできるだけ地方や民間にゆだねていくとの視点に立って、適切な役割分担を図る」とあるように、これまで、国は、(1)のとおり、雇用のセーフティネットとしての離職者訓練や、在職者や学卒者を対象とした高度なものづくり訓練等を行い、都道府県は、地域の産業における人材ニーズに応じた職業訓練を行ってきたところであり、今後とも、こうした役割分担が適当である。

(3) 国と民間教育訓練機関の役割

平成 20 年閣議決定に「可能なものはできるだけ地方や民間にゆだねていくとの視点に立って、適切な役割分担を図る」とあるように、これまで、介護分野や情報通信分野など、民間教育訓練機関で実施可能な訓練分野については、民間教育訓練機関への委託により実施し、国は、民間教育訓練機関では実施できず、かつ、我が国経済社会にとって必要なものづくり分野の訓練の実施を中心に担ってきたところであり、今後とも、こうした役割分担が適当である。

また、国は、民間教育訓練機関における職業訓練の質の維持・向上を図るため、国が開発し保有している訓練カリキュラムや指導技法等のノウハウの提供等を通じ、民間教育訓練機関を支援・指導していくことが適当である。

(4) 新規成長分野等における職業訓練

従来のものでづくり訓練のみならず、今後、雇用の創出が見込まれる新規成長分野を担う人材の育成が課題となる中、新たな成長産業に必要とされる人材を育成するための訓練ニーズに対応した職業訓練について、国がその基盤を整備し、民間教育訓練機関等でそうした訓練が実施されるようにしていくことが適当である。

2 国が行う職業訓練の内容及び施設のあり方について

(1) 職業訓練の内容

国は、ものづくり訓練について、産業構造等が変化する中で、PDCA サイクルにより訓練内容を不断に見直し、産業分野毎の訓練ニーズや技術革新に対応可能な職業訓練を的確に実施していくべきである。

また、国は、新規成長分野等の新たな職業訓練の基盤を整備するため、民間に先導した訓練カリキュラムの開発、訓練を実施する民間教育訓練機関の開拓等を行うべきである。

(2) 職業訓練施設

① ポリテクセンター

- 職業能力開発促進センター（ポリテクセンター）については、雇用のセーフティネットや中小企業における優秀な技能労働者の供給、確保等の観点から、引き続き、ものづくり分野を中心に、離職者訓練や在職者訓練を的確に実施していくべきである。
- ポリテクセンターの施設内では対応できない訓練や、雇用情勢の悪化に対応して機動的に行う離職者訓練については、これまで以上に、民間教育訓練機関を積極的に活用して実施していくべきである。
- 内容の定型化した訓練については、都道府県から民間教育訓練機関への委託とする規模を拡大する方向とする一方、新規成長分野等の新たな訓練分野については、ポリテクセンターが積極的に民間教育訓練機関を開拓して実施していくべきである。
- 平成 20 年閣議決定においては、ポリテクセンターの移管について、「財源及び人員を含め、各都道府県の受け入れやすい条件を整備する」等とされており、その譲渡額及び譲渡後の運営費については、都道府県が受け入れやすい条件を整備することを基本としつつ、雇用保険二事業を財源として運営されていることや、引き続き雇用のセーフティネットとしての機能が確保されるようにすること、訓練を担う人材の確保が適切になされるようにすること等の観点から対応することが適当である。

② ポリテクカレッジ

- 職業能力開発大学校（ポリテクカレッジ）については、我が国の中小企業における技能継承や国際競争力の維持・向上等の観点から、引き続き、ものづくり企業に必要な中核人材を養成し、供給するための学卒者訓練を的確に実施していくべきである。
- 平成 20 年閣議決定においては、ポリテクカレッジの移管について、「財源及び人員を含め、各都道府県の受け入れやすい条件を整備する」、「都道府県への移管に当たっては、ブロックごとに水準を維持して運営・実施できることを前提とする」等とされており、その譲渡額及び譲渡後の運営費については、上記のポリテクセンターの考え方に加え、ブロックごとに職業訓練の水準が維持されるようにする観点から対応することが適当である。

③ 職業能力開発総合大学校（総合大）

- 職業能力開発総合大学校における指導員の養成及び再訓練については、公共職業能力開発施設等における職業訓練の質を維持・向上させる観点から、企業・公共職業能力開発施設における実習、キャリア・コンサルティング等の就職支援の強化等の措置を講ずるとともに、コストパフォーマンスの面も含め、そのあり方について、引き続き検討することが適当である。
- 新規成長分野等のカリキュラム開発等については、公共職業能力開発施設のみならず、民間における職業訓練の実施を支援する観点から、引き続き積極的に行い、その成果を広く民間教育訓練機関等に対して提供していくことが適当である。

④ 地域職業訓練センター等

地域職業訓練センター及びコンピュータカレッジについては、地域における職業訓練の実施に果たしている役割を踏まえ、希望する地方自治体への円滑な移管を図るための措置を講ずることが適当である。

3 国が行う職業訓練を担う法人のあり方

(1) 職業能力開発業務への特化

雇用・能力開発機構に係るこれまでの問題の指摘等を踏まえ、新たな組織体制においては、雇用・能力開発機構が行ってきた業務のうち、職業能力開発業務に特化し、これまで以上に労使や地域のニーズを反映した職業訓練を実施するとともに、より効率的で効果的な職業訓練やその実施体制を確立すべきである。

(2) 新たな組織が果たすべき機能・役割

新たな組織においては、従来からのものづくり訓練について、PDCA サイクルによる訓練内容の不断の見直し等を通じ、雇用のセーフティネットや、ものづくり企業の技能者及び中核的人材の育成といった、雇用・能力開発機構が担ってきた基本的機能を維持・強化すべきである。

また、新規成長分野等の訓練についても、国が策定する成長戦略を踏まえながら、それを担う民間教育訓練機関等を開拓するとともに、当該機関に対し、訓練カリキュラムや指導技法等のノウハウを提供するなど、支援を強化すべきである。

こうした取組を通じ、新たな組織においては、国、都道府県、民間教育訓練機関、NPO 等による国全体としての訓練規模やレベルが確保されるよう、トータル・コーディネート機能を果たすべきである。

(3) 労使の代表者の運営への参画

職業訓練に係る労使のニーズや、新規成長産業やものづくり産業における訓練ニーズ等を的確に踏まえ、効果的な職業訓練が実施できるよう、新たな組織体制においては、職業訓練のユーザーである中小企業等の使用者や労働者の代表が法人の訓練分野における運営に参画し、その意見が職業能力開発業務の運営に的確に反映される仕組みを設けるべきである。

(4) 地域における協議会の設置

地域の産業における人材ニーズに応じた職業訓練分野の設定や、地域の労使団体、関係行政機関等のネットワークを構築することにより、職業訓練受講者に対する求職支援等が的確に行えるよう、ポリテクセンターを中心として、これらの機関が連携・協議できる場を設けるべきである。

(5) 労使の参画によるガバナンスの強化及び効率的な組織運営

雇用・能力開発機構を廃止した後の新たな組織における職業能力開発業務については、上記(2)の労使の代表者による運営への参画を通じてガバナンスの強化を図るとともに、保有資産の効率的活用の観点から、資産の必要性等を不断に精査し、スリム化を図るなど、効率的な組織運営を徹底すべきである。

(6) 新たな組織における職員の採用等

「独立行政法人の抜本的な見直しについて」(平成21年12月25日閣議決定)においても、「独立行政法人の雇用問題に配慮する」こととされており、新たな組織への移行に際しては、雇用問題を生ずることなく円滑な移行ができるよう、また、職業能力開発業務に携わってきた意欲と能力のある職員が高いモチベーションを保って当該業務を担うことができるよう配慮すべきである。